

報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第八十九号につづまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案の説明は省略しておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、医療給付費に要する経費は一件当たり幾らかとの質問に對して、これは二万五千九百二十五円である。また、福生市においては一人当たりの医療費は二十六市の平均と比べて多いのか、少ないのかとの質問に對して、受診率は〇・八四五で、これは二十六市の平均より低くなっている。金額はわからないとの説明の後、お諮りいたしましたところ賛成多数で原案を認定いたしました。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終了しました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終了いたします。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第八十九号昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、日本共産党を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計は老人保健法の実施による財政的な裏づけによるものです。老人保健法は自民党政治の行政改革のもとにお年寄りの医療費を有料にし、老人医療費を抑制するものとなりました。本決算は昭和五十八年二月の一月分です。

市内の対象者は病気でお医者さんにかかれば診療科目が変わるごと、月が変わるたびに四百円の負担を、入院をした場合、一日三百円の自己負担をしてきました。老人保健法によりお年寄りが安びて病院に行くこともできなくなり、お年寄りの命と暮らしを脅かしてきました。このようなお年寄りいじめ、お年寄り泣かせの老人保健法は絶対に許せません。また、地方自治体に対しても政府の仕事の肩がわりをさせ、福生市の財政にもしわ寄せをしてきています。

市長は、このような自民党政治に対して市民の命と暮らしを守る断固とした態度をとり、老人医療の無料化のカット、お年寄りの医療低下を招かないよう要望すべきであります。また、このような状況の中ではお年寄りの自己負担分を市が肩がわりし、お年寄りの期待と要望にこたえるよう強く要望いたします。本特別会計決算認定について簡単ですが、反対討論といたします。

○議長(田村市郎君)

次に賛成者八番 石川 保君。

(八番 石川 保君登壇)

○八番(石川 保君)

議案第八十九号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

わが国の老人医療制度については昭和四十八年以来、医療保険制度及び老人福祉法による老人医療に費負担制度を柱に推進されてきましたが、老人医療費は高齢化社会の進む中でますます増加しております。今後の対策としては市民自身も健康への自覚を強めるとともに適切な受益者負担をすることにより行政と市民が役割分担をしながら望ましい医療体系を確立していくことがぜひとも必要であると考えます。

昭和五十七年度決算につきましては負担金額も無理のない範囲で順調に運営されており、私は、老人保健法による医療制度を理解するものであります。よって、当決算につきまして賛成するものであります。(拍手)

○議長(田村市郎君)

以上で討論は終わります。

これより議案第八十九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第八十九号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十二議案第九十号昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本委員については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第九十号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本委員は昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地画整

理事業会計決算の認定でありまして、説明は省略し、直ちに質疑に移りました。この事業は一年間延びたわけであるが、今年で終了は間違いないものの質問に対して、昭和五十八年度で打ち切られるという答弁がありました。

お諮りしましたところ全員異議なく認定すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第九十号について採決いたします。

本委員に対する委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本委員は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第九十号は、委員長の報告どおり認定されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十三議案第九十一号 昭和五十七年度福生市

下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第九十一号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

この決算認定についての説明は省略し、直ちに質疑に入り、昭和五十七年

度の下水道の普及率は何%か。また、供用開始からどのくらい実施されているかとの質問に対して、十一月末で六六・九%であり、軒数にして一万一千九百九十八世帯が普及されている。

供用開始している区域で、いまだ取りつけないのは何%くらいであるかの質問に対して、供用開始は昭和五十三年六月から始まり、三カ月の準備期間であるが、昭和五十六年一月から五十六年の二月の一日までの間の期限切れの未改造物件が一千五百七十件もあり、経済的理由とか借家があるからか水洗化ができないし、くみ取りが無料であるために水洗化がおくれている。どうか、理事者側も排水設備を利用するよう努力してもらいたい。

また、受益者負担金の未収額が多いが、当局も納入するのに努力してもらいたいという要望があり、お諮りしましたところ、全員異議なく認定すべきものとしたわけでございます。

御審議の上、当委員会報告どおり御決定賜らんことをお願いいたします。そして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第九十一号について採決いたします。

本会に対しての委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本会では委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、

委員長の報告どおり認定されました。

~~~~~

○議長(田村市郎君) 日程第十四 議案第九十二号 昭和五十七年度福生

市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から

報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第九十二号

について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会では受託水道事業会計決算の認定でありまして、理事者側の説明を省略し、質疑に入りました。

福生の水道は大分歴史が古く、鉛管の腐りが多く配水管関係の漏水が多く一〇〇%の給水に対して八六・七%の有収水量であるが一三・三%の無収水量がどのような漏水の状態かとの質問に対して、瑞穂では九六・六%有収水量があるが、管の延長が違われ、場所が関東ローム層という層であり、すぐに上に出てくるわけですが、福生の場合は昔の河川敷であり砂利道であり土が、盛つても上に出てこないで漏水が発見しにくいようであります。漏水調査には現在福生ではリクゾートという特殊な機械を使用し

ている。夜間、住民が使用してはいない時間を見計らって漏水の検査をしている。瑞穂に負けまいように努力する。

また、横田基地では一万四千四百三十トンの使用で、五十七年度の調定額は七億六千七百三十三万一千八百十八円で、収入額は七億四千四百四十一万五千五百六十七円で、収入率では二七・三三%であるとの答弁があり、お諮りしましたところ、委員異議なく認定いたしました次第であります。

どうぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第九十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、委員長の報告どおり認定されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十五 議案第九十三号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第九十三号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査の前に現地を踏査し、福生駅東口土地区画整理事業の

完了に伴い、換地処分前に市道路線の再編成を行い、換地後の昭和五十九年三月一日以降スムーズに道路の管理が行えるよう東一ノ路線ほか九路線を道路法第八条の規定に基づき認定しようとするものであり、なお換地処分後は新番地の変更が告示されるという説明があり、お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。まして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第九十三号について採決いたします。

本会本に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会本は委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十六 議案第九十四号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本会本については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第九十四号について報告を申し上げます。

なお、お手元に配付の審査報告書書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査に先立ち、本路線の現地をつぶさに踏査した後、審査に入りました。

今回、廃止しようとする路線は福生駅東口土地区画整理の区域内に所在する市道路線で、市道一〇九〇号線ほか四路線の全線を幹五一号線ほか一路線の一部で、区画整理事業によって不要となったため、換地処分前に市道路線の再編成が必要のために道路法第十條第一項の規定で廃止するものであり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

して、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第九十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、

委員長報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十七 議案第九十五号 権利の放棄についてを

議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので、議案第九十五号に

ついて審査報告を申し上げます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は福生駅東口土地区画整理事業の完了に伴い生じた清算

金でありまして、市側に対する交付金分を辞退し、受給権を放棄し、各権利者に対して清算金の緩和を図ろうとするものでありまして、地方自治法第九十六条第一項第九号の規定に基づき議会の議決が必要となっておりますので本案が提出された次第でありますので、理事者側から説明があった後、審議に入りましたが、議員より、これは所期の目的を変えずに目的が達せられたのかとの質問に対して、十一月五日から十一月の十八日までの二週間にあたって権利者を中心に換地計画の縦覧を実施したわけですが、縦覧の中で清算金を提示したわけですが、それを受けて、緩和措置を受けておこうになったとの説明がありました。が、権利者から一切意見書も提出されておらず、したがって、本案が議決されるならば問題なく当初の約束を履行して問題は解決するといふ答弁があり、お諮りしましたところ全員異議なく本案を決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告とおり決定くださいますようお願い申し上げます。して、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第九十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は

委員長の報告とおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

この際、日程第十八から日程第二十二までの五件を一括して上程いたします。

日程第十八 陳情第五十八―五号 国民健康保険の国庫補助に関

する陳情書

日程第十九 陳情第五十八十三号 国民健康保険の国庫補助に関する陳情書

日程第二十 陳情第五十八十五号 医療保険制度の改悪に反対し、厚生行政をただす意見書提出に関する陳情書

日程第二十一 陳情第五十八十六号 健康保険改正に関する陳情書

日程第二十二 陳情第五十八十七号 医療保険制度改革案反対に関する陳情書

までの五件を一括して議題といたします。

本五件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので陳情第五十八五号、第五十八十三号、第五十八十五号、第五十八十六号、第五十八十七号、以上の五件の陳情書について、委員会における審査報告を申し上げます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。  
(陳情審査報告書) 別添参照

まず、委員に本件についての意見を求めましたところ、国保の補助の現行水準を守ってほしい。政府案では大幅に後退するおそれがある。本件は早く採択して意見書を提出していただきたい等の御意見が出されました。お諮りいたしましたところ、全員一致で採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と叫ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより本五件について採決いたします。

本五件に対する委員長の報告は採択であります。